

＜第 7 章＞米中摩擦を鎮静化するために必要なルールの

アップデートとは

渡邊真理子（学習院大学経済学部教授）

I．覇権国米国と新興国中国

米中の摩擦は貿易摩擦を超えて、経済摩擦と安全保障上の緊張にまで展開している。戦後、特に 2000 年以降は、経済のグローバル化の中での経済成長とその利益を分配する相互依存が深まっている。それにもかかわらず、国際秩序の覇権を巡る争いが国際政治の局面では先鋭化している。しかしながら、こうした安全保障・国際政治上の覇権争いに制限をかけることで、経済のグローバル化が安定的に進み、小国も含む世界全体での経済厚生を引き上げることが可能になってきた。国際社会は、そのための枠組みをたった 2 国間の争いがすべてをぶち壊してしまうことは受け入れ難いであろう。一方、当事国は、自国の利益を維持する強い意志はあるものの、その利益そのものが急激に縮小してしまうのであれば、状況を沈静化させることにも同意する可能性はあるだろう。

本稿では、現在の経済摩擦がどのような構造のもとで発生しているのかを考えることで、グローバル化を可能にした枠組みをアップデートし、緊張関係を緩和するためには何が必要なのかを検討したい。

1. 一人当たり GDP が国力の指標

まず、中国と米国の経済力・国力がどのような関係にあるのかを確認しよう。膨大な人口を有す中国が、GDP 総額で世界第 2 位となって久しい。世界の殆どの国は中国と貿易を行っており、中国を一番の貿易相手国とする国も多い。その規模の大きさゆえに、中国は交渉力を持ち、その力を脅しに使うことを可能にする素地につながっている。このため、国家の GDP 総額がどちらが大きいのか、中国が米国のそれを抜くことがあるのか、が話題になることがある。

だが、経済学の見地から着目すべきは一人当たり GDP であり、国力や、質的なレベル感はここに集約される。図 1 は、1600 年から 2020 年までにかけて、比較可能な一人当たり GDP の動きを示したものである。経済成長論では、経済水準、国力を、GDP 総額ではなく、一人当たり GDP で測る。つまり、この図は主要国の経済力の「栄枯盛衰」を示したものである。

17 世紀から 19 世紀初頭にかけて、最も高い一人当たり GDP を示していたのは、大航海時代の経済を主導していたオランダである。19 世紀に入ると、蒸気機関を発明し、産業革命を主導するイギリスの一人当たり GDP がそれを追い抜く。そして、20 世紀に入り、米国の一人当たり GDP がイギリスのそれ

を追い抜いた。長期にわたる「覇権国」の推移が、図 1 に示されている。

興味深いのは、19 世紀に入ると「覇権国」の成長軌道をいくつかの国が追いかける。ドイツ、アルゼンチンの一人当たり GDP は当時の「覇権国」イギリスの 7～8 割、日本、マレーシア、韓国はほぼ半分の水準であるが、イギリスの一人当たり GDP の成長軌道にキャッチアップするプロセスをスタートさせていた。このように「覇権国」の経済水準にキャッチアップするプロセスに入っている国を「新興国」と呼ぶことにする。当時一人当たり GDP の伸びが見られないタイ、インド、中国は、一人当たり GDP の伸びを加速させることができない「途上国」のままであり続けていた。1930 年代に入ると、この「覇権国」英米と「新興国」ドイツ・日本の間で、経済ブロック化と経済制裁の応酬が起り、最後には戦火を交えることとなった (Mulder, 2022)。

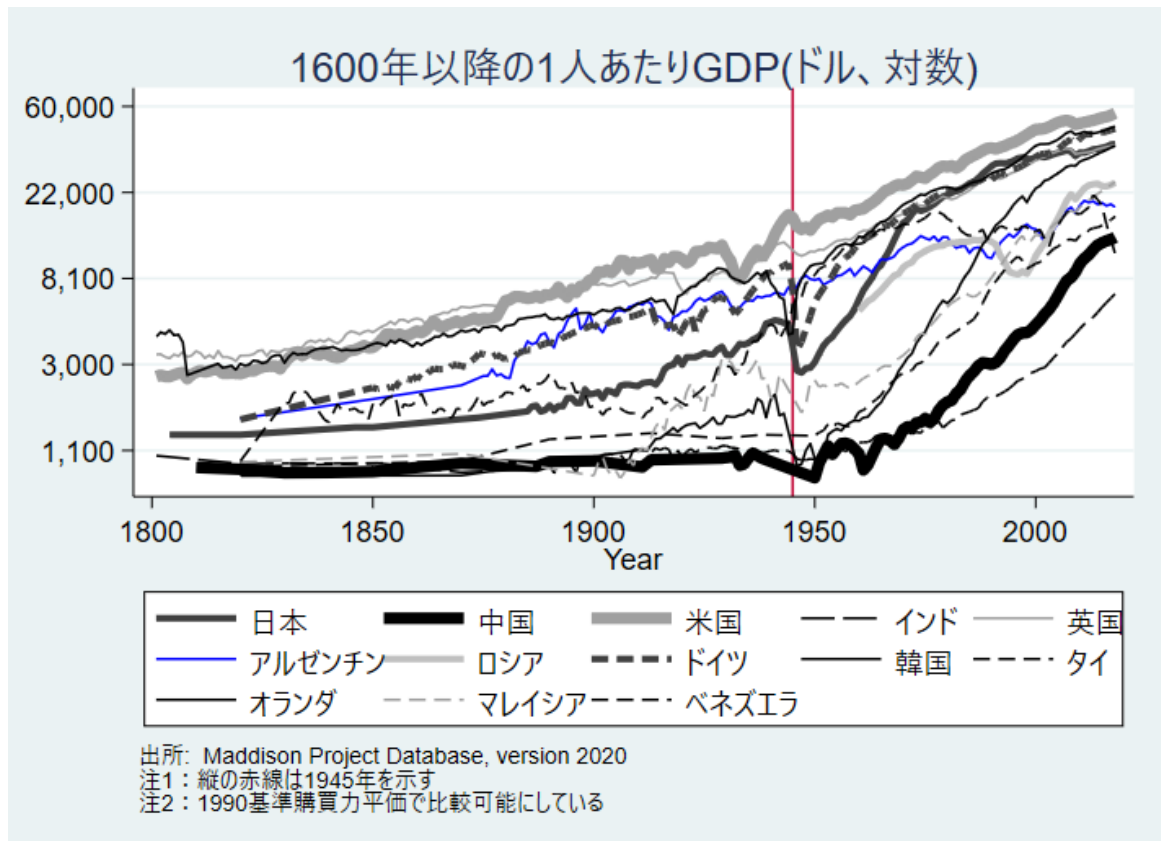
1945 年に第二次世界大戦が終結すると、ドイツ、日本さらには韓国といった「新興国」の一人当たり GDP は、「覇権国」の成長軌道に追いつき「先進国」になっていく。さらに、タイ、マレーシアも少し遅れて「先進国」の成長軌道にキャッチアップしはじめている。

新興国が先進国となることを可能にしたのは、それぞれの制度のもとで選択される技術の進歩である。19 世紀のイギリスの産業革命を可能にした蒸気機関の発明は、20 世紀に入ると化石燃料を用いる内燃機関の利用へと、動力、つまりモノやヒトを運ぶ力が急速に拡大した。この技術の発展という形で現れた能力の向上により、経済のグローバリゼーションが可能になる。

さらに、一方的な経済制裁、経済ブロック化を禁じ、ルールのもとで紛争解決を行い、さらには関税などについての最恵国待遇を担保するという制度の革新が、小さな国のグローバル化も可能にし、グローバル化そのものが世界経済全体の成長を可能にしたのである (R. ボールドウィン、2016、2020)。一方、アルゼンチン、ベネズエラ、ロシアは、逆に第二次世界大戦後、先進国の成長軌道にキャッチアップする軌道から外れ始める。「中所得国の罠」と呼ばれる現象である。

そして、中国とインドは、1980 年代に入りグローバリゼーションの体制に参加することを決断し、「先進国」の成長軌道にキャッチアップし始めた。中国の改革開放政策への転換、インドの国有化・輸入代替優先政策の放棄といった政策変更の結果である。2020 年代の現在、中国は奇しくもマレーシアやアルゼンチンといった国と肩を並べる経済水準となっている。こうした国々は GDP 総額の成長率が 5%前後と、中国と同水準の経済成長を実現している国々である。

一人当たり GDP という指標に凝縮される「国力」を基準とすると、中国は新興国であり、覇権国である米国のちょうど半分ほどの水準にあるという非対称が厳然と存在している。そして、この指標による限り中国はまだ覇権を握る段階にはない。ただし、体力はないにしても、米国に対抗し覇権を争う意思は持っている。このため、米国との緊張関係を生む素地があり、さらに問題が危険になる可能性をはらんでいる。



2. WTO 加盟にあたっての米中の取り決め

いまの中国経済の発展は、ひとえに経済のグローバル化の機運に忠実に乗ったことで実現している。そのため、グローバル化のための枠組みに対して中国は真面目に向き合ってきたといえる。たとえば、2001年に中国がWTOに加盟するにあたり、当時の交渉担当者は、市場参入条件の合意が最も難しかった点として、非関税障壁、農産物関税とQuota、ICT関税のゼロ化、及びサービス市場参入などを列挙していた。その後20年の間に中国は課題を粛々と解決しようとしてきた。一方、補助金と産業政策は既存の協定に規律づけがあるため、それに従って実行しているというのが中国側の認識である。それにもかかわらず、ここ数年米国から強い非難を受け、ある意味戸惑っているというのが中国の自己認識であろう。

WTO加盟後、中国は体制改革とグローバリゼーションのための制度改革を実行し、目覚ましい発展を遂げたが、現状石油や天然ガスなどの資源より集積回路の輸入額が大きいことなどからも、国全体のレベルとして先進国であるとは言い難い。半導体の重要性は中国も十分に認識しているが、それを自国で供給する能力は持っておらず、その意味ではまだ新興国である。

Ⅱ．米中の相互不信

1. 「No. 1 vs その他」のルールの世界

次に、米中の相互不信の背景を考えてみたい。まず大きな枠組みとして、国際秩序は当事者同士の話し合いで執行するものであり、その上に強力な裁判所のような機関があるわけではない。よって、履行が徹底しにくいという根本的な構造が存在する。また、国際間のルールの目的のひとつは No. 1 を規律付けるためであることから、現状 No. 1 国家である米国にとってはルールがないほうが都合が良い。実際、WTO に限らず米国は伝統的にルールを軽視しがちである。

一方、No. 2 の中国は、No. 1 の米国に立ち向かうときにはルールに頼らざるを得ない。そして、国際ルールを軽視しがちな米国の状況に疑心暗鬼を募らせ、2015 年ごろからは自国の安全を第一とする姿勢を強め始めてしまった。

WTO 加盟時、中国は次のようなコミットメントを受け入れている。まず WTO のルールを遵守することは当然として、その他にも、国有企業・知的財産権・技術移転に関する追加条項など、加盟議定書という中国だけに課された約束、つまり WTO を超えた規律づけが幾つか存在する。さらに 2001 年加盟時に、相殺関税やアンチダンピングに関する非市場経済国待遇について、2016 年までにこれを撤廃するとの約束があった。しかし、米国は条件が熟していないという理由でこれを見送り米中間の争点となった。

WTO は、中国のみならず他の国に対しても、透明性向上のための定期的な貿易政策レビュー（TPR）を行っており、中国はこのレビューにおいても説明責任を負っている。これらに加えて、米国通商部による独自の WTO ルール履行に関するモニタリングや、米国政府による継続的なスペシャル 301 条違反調査など、中国は WTO 並びに米国の両方から監視を受ける状況に置かれている。

2. 米国の視点

このような状況で米国はどのように中国と向き合ってきたのか。米国の対中規律づけの大きな流れを俯瞰すると、中国に対する厳しい態度は実はオバマ期から始まっている。当時は「ルールベース」という原則は存在していた。その当時、米国は中国の安価な製品は隠れた補助金によるものであり、貿易を歪めているという主張を組み立て WTO に提訴したが、論理構成が現実に合致しておらず敗訴している。

ところが、トランプ政権になると、強制技術移転などに対しての 301 条調査、輸出の安全保障上の懸念から、アルミ・鉄鋼の追加関税を賦課するなど、ルールの外での場外乱闘に移った感があり、それが現在の緊張関係につながっていると言える。その他にも、ファーウェイに対する厳しい輸出管理や、TikTok、WeChat の米国市場からの排除、さらにオバマ期の敗訴を受け、WTO は不要であるとして上級委員の任命拒否なども行っている。

バイデン政権では、当初の予測に反して中国に対して厳しい姿勢を継続し

ており、且つ自由貿易体制に対してもかなり懐疑的な状態が続いている。CPTPP への復帰はほぼ見込めない状況であり、対中制裁の他にも明らかに対中排除的な産業政策を実施している。例えば 2022 年夏のインフレーション抑制法では、中国製原料の比率が高いバッテリーを使用した電気自動車はほぼ輸入できないなど、露骨な対中排除的条項が付されている。

一方、2022 年 10 月の半導体輸出管理規制の強化あたりから、米国はある意味冷静になったと筆者は考えている。この規制では、スマートフォン、自動運転のような商業用半導体チップは完全に対象外とし、コンピューティング能力を構成する要素、データセンター、高性能演算チップなどに対して、中国がほぼアクセスできないような規制を行った。同時に、米国籍の市民が中国の先端半導体製造に従事することも禁止した。つまり、軍事技術レベルの輸出管理、特に高性能なコンピューティングを構成する技術に関しては規制強化をするが、コンピューティング技術の中でも、一般的なものに関しては規制の対象外とした。米国自身がスモールヤード・ハイフェンス (small yard high fence) と呼ぶスタンスで、2023 年の広島 G7 で再確認し、欧州との間で「デカップリングではなく、デリスキング」とした動きである。即ち、安全保障のために経済的な事象に介入することも辞さない「経済安全保障」ではなく、むしろ純粋に安全保障上の問題であるとする立場である、と筆者は解釈している。ロシア・ウクライナ戦争 (2022 年 2 月～)、イスラエル・ガザ戦争 (2023 年 10 月～) と、米国とその他世界を巻き込んだ戦闘状況が発生し、そこに中国の技術が関わっているとも言われる。そのような状況では、中国に対する経済制裁は純粋な安全保障上の問題である。この論理であれば、通商ルールの中でも許容される「安全保障例外」として扱い、通商ルール自身を毀損する必要はなくなる。こうした方向に整理を進めているのではないかと、筆者は推測している。2024 年現在、中国との交渉窓口とも言える役回りを果たしているのが、ジャネット・イエレン財務長官である。彼女は、繰り返し、「経済制裁は非常に狭い範囲で、AI とコンピューティング技術が軍事利用されることを抑止できる範囲とする」といった発言をしている。

3. 中国の視点

一方、中国の動きはどうか。中国は、米国が仕切る世界の中では自らの居場所がないという強い不安感を抱えている。中国側の論理では、世界秩序を構成しているのはパックス・アメリカナ、普遍的価値、国連主義であり、中国としてパックス・アメリカナという米国の軍事力の傘の中に入る選択肢は当然あり得ず、また習政権では普遍的価値についても否定している。残るは国連主義であり、ゆえに中国は国連を軸とした秩序を国際秩序と呼び、その中で自分たちのポジション、影響力を強化し、自らの生存する空間を広げていこうとしていると考えられる。これが中国の言う制度性話語権である。

また、中国にとっては米国の恣意的な言動に対する危機意識が非常に強く、2015 年の国家安全法制定はその危機意識の表れだと解釈できる。その後も、

「国家安全第一」との見地に基づき、いろいろな分野での法制化・制度化が進んでいる。情報やデータの取り扱い、あるいは対香港で起きたことも、同じ論理の中で進んでいると言えるだろう。

4. 安全保障問題との交錯がもたらす危険

ここ数年、安全保障と経済の関係に関して、実際に経済を武器化する現象についても見られるようになった。国際連盟時代に遡ると、経済制裁など経済の武器化は、当時の国際ルールに組み込まれており、ドイツのベルサイユ体制からの離脱を防ぐため、実際に経済制裁を用いてその暴走を食い止めようとした経緯がある。しかし、実施された経済制裁は結局機能することではなく、日本を含む枢軸国が形成されるなどブロック化が進むこととなり、結果として第二次世界大戦に突入することになった。

過去の大きな反省の下に WTO が誕生し、一方的措置の禁止や最恵国待遇の原則（によるブロック化の無効化）という大きなルールが作られた。この枠組みにより、戦後約 70 年間、世界大戦の抑止につながる経済構造が築かれたと理解している。

次に、米国の安全保障と通商ルールについて述べる。従来、安全保障上の輸出管理及び通商ルールは、長期間に亘り核技術などに限定され、一般商業的な世界とは殆ど無縁の異なる論理が併存していた。しかし、半導体技術などにみられるように、現在は状況が変化しており、これらに対するルール作りが必要となっている。具体的には、従来なされていなかった WTO の安全保障例外の範囲や、どのような規律づけがあり得るのか等、今後議論を通じ整理がなされる必要があるだろう。

現時点で言えるのは、経済制裁は、代替手段、代替取引がないという非常に限定的な時間と範囲の中でしか意味を持たないだろうという点だ。実効性も非常に短期的である。また、もう一つの論点として、半導体のように再生産可能なものと、天然ガスや石油のように現存の技術を用いての再生産が不可能である天然資源とでは、効果が全く異なるという点である。天然資源に対する経済制裁は相応の意味を持つ一方、再生産が可能なものを分断しても、あまり意味を持たないという根本的な問題が存在するだろう。

Ⅲ. 権威主義体制を有効に規律づけるには

1. 無効化していない通商ルール

結局のところ、通商ルールによる規律づけがあるからこそ、現在の先鋭化した国際政治の環境のもとでも、大恐慌に陥ることがなんとか避けられてきたとも言える。とは言え、中国と米国、欧州の経済的な摩擦は自然に鎮静する気配はなく、なんらかの取り組みが必要である。

実際、経済摩擦が激化するにつれ、通商ルールの利用は拡大してきている。

表 1（※文末参照）は、日本政府が通商ルールをどのように取り組んできたの

かを概観する資料のひとつである。経済産業省通商政策局通商機構部は不公正貿易政策・措置調査小委員会を組織し、通商ルールの世界で海外諸国の措置についてルールに適合していないと思われる 이슈を「不公正貿易報告書」にまとめている。そして、この白書の公表を受けて、「不公正貿易報告書の出版を受けた経済産業省の取り組み方針」として毎年の行動方針を示す。経済・摩擦の発生に関して、同省がどのような 이슈を選び対応していたかのまとめである。

貿易政策や措置に疑義がある場合、まず WTO の紛争解決手続きの開始を視野に入れて 2 国間・多国間で協議を行う。その結果によっては、WTO の紛争解決手続きを開始し、結論がでたあとはその WTO 勧告の履行を求めていくというかたちで監視をする。近年になると、協議を開始する以前に注視が必要なものも取り上げるようになっていく。

この動きをまとめたこの表からは次のことがわかる。第一に、2015 年に中国が国家安全第一に舵を切り、2017 年に米国でトランプ政権が始動してから、日本政府の「取り組み方針」に登場する経済・貿易上の紛争は急増している。第二に、紛争対象国は主に中国と米国である。中国関連のものが最も多いが、同様に米国との紛争も長期に渡るいくつかの問題を抱えている。2015 年から 24 年の間に報告書が通商ルール違反であると疑義を呈した貿易政策・措置は合計 43 件である。

そのうち実に 21 件が中国に対するものである。中国との案件は、一部は WTO の紛争解決手続で結論が出ている。しかし「2 国間・多国間協議を通じて問題解決を図る」に分類されているものが多く、その一部は、WTO の紛争解決手続に進む事ができていない。「アンチダンピングの不適切な運用」「産業補助金」「サイバーセキュリティ法」などである。

一方、米国との間には 5 件の紛争を抱えているが、米国側のアンチダンピング行為の不当性が常に 2 国間の問題として存在し、WTO への提訴が行われ勧告が出ている。中国に関しては既存のルールで十分補足できない問題が多い。

2. 産業政策競争がもたらす「国際的な市場の失敗」

既存のルールにも十分に対応できていない点は主にどこにあるのか。第一の問題は、産業政策を通じた競争は「国際的な市場の失敗」をもたらす可能性が強い。これを回避するための仕組みが必要である。すでにあるルールを用いて、(1) アンチダンピング、関税引き上げ、(2) 国際フォーラムでの協議、(3) 補助金協定に関して WTO の紛争解決手続を用いるなどが議論されている。しかし、(4) しかし、規模の利益の公平かつ有効な分配をめぐる規律づけが存在していない。

かつて、日米の間に経済摩擦が起こったときは、日本側の輸出自主規制、自主的輸入の拡大、海外直接投資による「水平分業」による規模の利益の分配など、二国間の政治交渉の舞台で摩擦を回避しようとしてきたが、これは弥

縫策にすぎない。そして、現在、中国と米国の間には、こうした弥縫策が成立する余地がない。

その結果、「実力手段」に訴えるように、デカップリング、フレンドショアリング、有志国同士の連携というサプライチェーンへの政策の介入が謳われている。しかし、このように中国を切り離すことは、本質的な問題の解決にはならない。政治的な圧力を与えることで、中国の行動変容を促すことはあるかもしれない。しかしながら、中国はいま自国産業の育成に真剣に取り組み、デカップリングのもたらす政治的な圧力を回避することを目指している。このままでは、対立は先鋭化するだけであり、経済摩擦が安全保障上の問題に飛び火するリスクも生まれてくる。

産業政策に関しての最大の問題は、財政規模や領土の規模が大きい国が、すべての規模の利益（技術革新の成果）を独占してしまう状態が発生することである。

小宮隆太郎編『日本の産業政策』には、次のような一説がある。

“ラーニングや技術開発が重要である産業においては市場の失敗がおこりやすいことを考えれば、これらの産業に対する政府援助や政策的介入は一概に否定できない。

問題となるのは、1国だけが極端な政策的介入を行って、すでに確立している他国の産業を押しよける場合、つまり、他国の利益を奪うことによって自国の利益を確保する場合である。（筆者による下線付与）

したがって、研究開発やラーニングに対する政策的介入に関する国際的なルールづくりが必要であり、1国だけが有利な産業を独占することがないように国際間の水平分業、あるいは直接投資や産業協力による生産拠点の国際的分散化などについての、国際的な合意の形成が望まれる。”（小宮隆太郎編『日本の産業政策』1984年 東京大学出版会 242頁）

この下線部分で指摘された問題は、現在中国と米国その他の間の摩擦の原因となっている。しかし、40年前にすでに示唆されていた問題への有効な対応策をまだ世界は見出していない。

ただし、この40年前の分析はひとつのヒントを与えてくれている。ある国の産業競争力が、補助金や技術開発投資がもたらす企業レベルの規模の経済に加え、産業連関の厚さや完全性などがもたらす「マーシャルの外部性」といった国の発展経路に依存する規模の経済が由来となっているものがあるとする。この場合、産業集積・産業連関そのものが競争力を生むことになることを示していた。この場合は、補助金などの規律づけは本質的な問題解決に繋がらない。

産業の規模そのものがもたらす規模の効果を補正することが必要になる。この場合、考えられる対応策としては、（1）海外直接投資の自由化、内国民

待遇の強化を通じて、マーシャルの外部性による利益を多国間で共有することを担保する仕組みを作ることである。これは、現実問題としては CPTPP や RCEP などその他 FTA の内部で共有の仕組みを作り、徐々に広げていくことがひとつの方法だろう。(2) 特定の産業について一カ国の専有度が高まった場合、国内の競争政策による競争制限への介入と同じ発想での介入を可能にする仕組みを提供することも考えられる。たとえば、たとえば中国が 5 割を超える生産量を維持している鉄鋼業のように、ある産業を特定の国のシェアが非常に大きい場合、貿易において販売先や価格の差別を行った場合は、独占的な支配力の濫用にあたる。それに対する規律づけとそれを担保する仕組みを整備していく必要があるであろう。公正取引委員会などの競争政策当局の連携による介入の仕組みである。また、競争政策の範疇においても、自国利益を確保するために、企業の買収の認可などを遅らせるというような政府の行動についても規律付けをしていく必要があるだろう。(3) 鉄鋼業のように非常に集中度が高くなり、さらに他国の競争相手への影響が強い場合は、特定産業フォーラムなどの場で、暫定的措置として、生産量もしくは貿易量の管理をする必要があるのかもしれない。

いずれにせよ、規模の経済の利益への公平な分配のための制度が必要である。

3. 権威主義体制のもたらす弊害

第二に、権威主義体制とされる中国のシステムの特異性が国際的な取引に不公平な状況をもたらすようであれば、その点についても、有効な規律づけのルールが必要である。このとき、対応すべき現象は次のとおりとなるであろう。まず、国家が自国の法の制約を究極的には受けていないという点があげられる。中国において憲法を制定できるのは私的集団である中国共産党のみであり、国民全体にはその権利がない。よって、システム上、法自体が非常に不安定であり、また、法の執行において安定性を欠くという問題がある。これは中国の体制が本質的に抱えている問題である。

また、中国の市場経済には、国有、外資、民営と、企業の形態によって政府の扱いが異なっており、身分差別が存在するという特異性がある。こうした差別があると市場競争においてアンフェアな結果がもたらされる。さらに、習政権では明確に国家安全第一を最優先する方向にかじを切っており、その結果、安全保障例外を非常に広く取っていかうとの姿勢が見受けられる。こうしたことから、民営企業、外資系企業への不利な扱いを政府が行うことへの抑止は必要であろう。

IV. 中国とどう向き合うのか

中国は現在、少なくとも覇権国になる体力はない。ただ、そこに非常に焦りを感じていることも事実であり、それゆえに自国の安全を確保しなければいけないという強い危機感を持っている。そのためには国際秩序を改変していかなければならないという発想に陥る危険性も存在している。また、自国の安全が最優先されるため、他国の利益もあまり考慮しないという問題点もあるだろう。

中国が独自の体制を取るのは中国の自由であるとしても、それゆえに他国が一方的に被害などの影響を受けるとなれば、そこには新たな規律づけが必要である。この点を明確にし、具体的な論点整理を行い、どのように折り合っていくかを中国と向き合い議論していく必要がある。

米国の恣意的提訴などもあり、2023年にはいろいろなところで WTO 崩壊の危機が喧伝された。しかし、これを座視すべきでなく、崩壊を防ぐための行動を取るべきである。この意味でも、WTO のルール改革が必要である。まずは、国家が恣意的な行動をすることをどう規律づけるかの視点から着手すべきだろう。規律づけの中で、ルールの高度化、その結果として経済取引と政治的意図を分離させるために何ができるかを考えるべきである。また、安全保障と経済成長を両立させる手段についても考えていかなければならない。加えて、ロシアのウクライナ侵攻など、実際に武力行使を行った場合、現在のグローバル化された世界から、相応のペナルティを受けるとのメカニズムも作り出す必要があるだろう。

また、WTO の紛争解決手段の維持は必要であり、それを維持することで、中国が経済を武器化することも予防可能であろうし、また逸脱時のコストも高くなる。

安全保障例外については、CPTPP と RCEP の間には大きな差が存在する点に着目したい。中国が加盟する RCEP では、安全保障例外はそれぞれの国が自分たちで定義すれば良いとしているが、CPTPP では、なぜそれが安全保障例外と言えるのか、この点をメンバー国に説明した上で実行しなければいけないという義務が課されている。中国が CPTPP に加盟申請するというのであれば、この点をクリアしなければならず、中国にとって加盟交渉の中で議論すべき根本的な問題である。今後、EU 法が CPTPP とほぼ同様の規制をすることになれば、それを WTO のアップグレードに事実上落とし込んでいくということも方法としてあり得るのではないか。

権威主義市場体制を取りつつ、現在の自由貿易体制の枠組みに参加する国は、中国のみならず、ベトナムをはじめとしてかなり多い。また、新興国の中には開発独裁政策をとることで自国経済のテイクオフを目指すことが一般的である。こうした政府の行動も、権威主義的な市場体制を取る国と共通した問題を抱えている。対中規制や、中国いじめという低い次元からではなく、政府の競争歪曲行為等をどのように規制するかについて規律付けを行っていく

ことは、世界において、多様な体制が公平な環境で共存する上で非常に重要である。

表1 日本政府の「取り組み方針」

2015	2016	2017	2018	2019
1. 措置の詳細が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その運用について特に注視が必要なもの				
				⑭ 中国:輸出管理法案
				⑮ 中国:外商投資法【新規】
2.WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの				
① 中国:アンチ・ダンピング（AD）措置の不適切な制度・運用の是正				
② 中国:銀行業IT機器セキュリティ規制の是正【新規】				
		⑯ 中国:サイバーセキュリティ法		
			⑱ 中国:アルミ補助金【新規】	
			⑲ 中国:内外差別的な技術ライセンス規制【新規】	
			⑳ 中国:輸出管理法案【新規】	
③ ロシア:混合税（従価税と従量税の組合せ）課税等による関税の譲許率違反の是正				
④ 米国:サンセット・レビュー（AD措置の継続に係る期末審査）手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃				
			㉑ 米国:1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品の輸入制限措置【新規】	
⑤ ブラジル:工業品税その他各種税制の内外差別的な制度・運用の是正				
⑥ インドネシア・新産業法・新通商法及び関連規制（ローカルコンテンツ要求を定めるフランチャイズ規制・小売業規制を含む）のWTO整合的な実施の確保				
⑦ インドネシア・鉱物資源（ニッケル等）輸出制限措置の是正				
			㉒ ベトナム:輸入自動車認証制度【新規】	
	⑭ インド:セーフガード措置（熱延鋼板）の是正【新規】			
			㉓ インド:IT製品に対する関税引上げ【新規】	
		⑰ 韓国:ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー		
3.既にWTO紛争解決手続を開始したもの				
⑧ 中国:日本産高性能ステンレス継目無銅管に対するAD課税措置の是正				
	⑮ 韓国:空気圧バルブに対するAD課税措置の是正【新規】			【上級委】
	⑤ ブラジル:自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置の是正			【上級委】
		⑭ インド:熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置		【パネル】
			⑰ 韓国:ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー【協議】	【パネル】
				㉔ インド:ICT製品に対する関税措置【協議】
				㉕ 韓国:自国造船業に対する支援措置【協議】【新規】（国土交通省の取組）
⑨ ウクライナ:乗用車に対するセーフガード措置の是正				
4.WTO勧告の早期履行を求めているもの				
⑩ 中国:原材料（レアアース等）輸出制限措置の是正				
⑪ 米国:ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）の確実な廃止				
⑫ 米国:バード修正条項に基づく通関済物品からのAD税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止				
⑬ アルゼンチン:幅広い品目に対する輸入制限措置の是正				⑤ ブラジル:自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置【上級委】

2020	2021	2022	2023	2024					
1. 措置の詳細が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その運用について特に注視が必要なもの									
㉔ 中国:輸出管理法									
㉕ 中国:輸出管理法									
㉒ ベトナム:輸入自動車認証制度									
㉗ インド:シングルモード光ファイバーに対するセーフガード措置【新規】									
		㉘ 米国:ゼロイング（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）							
		㉙ 米国:電気自動車税制優遇措置							
		㉚ EU:炭素国境調整措置案（CBAM案）							
		㉛ インド:個人情報保護法案・国家電子商取引政策案							
		㉜ インド:貿易救済措置の不適切な運用							
			㉝ 中国:政府調達法	㉞ 中国:事務機器に関する国家標準案	㉟ 中国:標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出				
2.WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの									
① 中国:アンチ・ダンピング（AD）措置の不適切な制度・運用の是正									
⑫ 中国:サイバーセキュリティ法									
⑬ 中国:アルミ補助金	●中国:産業補助金								
	㉑ 中国:強制技術移転								
				㉔ 中国:輸出管理法					
				㉘ 中国:政府調達における内資企業・国産品の優遇措置					
				㉙ 中国:事務機器に関する国家標準案					
				㉚ 中国、香港、マカオ、ロシア:ALPS 処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止					
		㉛ 中国:標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出	㉜ 中国:標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出						
④ 米国:サンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃									
㉔ 米国:1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品の輸入制限措置									
				㉘ 米国:ゼロイング（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）					
				㉙ 米国:電気自動車税制優遇措置					
				㉚ EU:炭素国境調整措置（CBAM）					
㉑ ベトナム:サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案									
				㉚ EU:炭素国境調整措置（CBAM）					
				㉛ EU:F ガス規制					
				㉜ インドネシア:各種輸入制限措置					
				㉝ フランス:電気自動車への補助金					
				㉞ インド:貿易救済措置の不適切な運用					
㉛ フィリピン:自動車に対するセーフガード措置									
3.既にWTO紛争解決手続を開始したもの									
		㉑ 中国:ステンレス製品に対するAD措置【協議】							
		【パネル】							
⑭ インド:熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置			【上級委】						
⑰ 韓国:ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー			【上級委】						
㉒ インド:ICT製品に対する関税措置【パネル】									
㉓ 韓国:自国造船業に対する支援措置（国土交通省の取組）									
4.WTO勧告の早期履行を求めていくもの									
⑪ 米国:ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）の確実な廃止				㉑ 中国:ステンレス製品に対するAD措置【パネル】					
⑮ 韓国:空気圧伝送用バルブに対するAD課税措置									
⑤ ブラジル:自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置				【上級委】					